

別紙

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

新冠町アイヌ施策推進地域計画

令和8年3月23日認定

令和 年 月 日

変更後	変更前
1～3 (略)	1～3 (略)
4 (略)	4 (略)
4－2 (1) (略)	4－2 (1) (略)
<u>(2) アイヌ文化普及啓発事業</u> <u>新冠町におけるアイヌ文化の情報発信等を行うため、各種イベントへのブースの出展等を行う。</u>	(新設)
4－4 (1) (略)	4－4 (1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
(1) (略)	(1) (略)

<u>(2) 文化振興事業（アイヌ文化普及啓発事業）</u> <u>1. 事業内容：4－2に同じ</u> <u>事業期間：令和8度～令和11年度（事業スケジュールを添付）</u> <u>事業費：840千円</u> (3) コミュニティ活動支援事業（アイヌ文化拠点空間整備事業） （略） (4) コミュニティ活動支援事業（アイヌ高齢者のコミュニティ活動支援事業） （略） (5) コミュニティ活動支援事業（生活館改修事業） （略） 7 （略） (1) （略） (2) （略） (3) （略） 8 （略） (1) （略） (2) （略） (3) （略）	（新設） (2) コミュニティ活動支援事業（アイヌ文化拠点空間整備事業） （略） (3) コミュニティ活動支援事業（アイヌ高齢者のコミュニティ活動支援事業） （略） (4) コミュニティ活動支援事業（生活館改修事業） （略） 7 （略） (1) （略） (2) （略） (3) （略） 8 （略） (1) （略） (2) （略）
---	---

別紙（地域計画 6 関係）

事業スケジュール

6－（1）（略）

6－（2）文化振興事業（アイヌ文化普及啓発事業）

事業名	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備考
<u>アイヌ文 化普及啓 発事業</u>		<u>アイヌ文 化普及啓 発事業</u>	<u>アイヌ文 化普及啓 発事業</u>	<u>アイヌ文 化普及啓 発事業</u>	<u>アイヌ文 化普及啓 発事業</u>	

6－（3）コミュニティ活動支援事業（アイヌ文化拠点空間整備事業）
（略）

6－（4）コミュニティ活動支援事業（アイヌ高齢者のコミュニティ活動の
支援）
（略）

6－（5）コミュニティ活動支援事業（生活館改修事業）
（略）

（3）（略）

別紙（地域計画 6 関係）

事業スケジュール

6－（1）（略）

（新設）

6－（2）コミュニティ活動支援事業（アイヌ文化拠点空間整備事業）
（略）

6－（3）コミュニティ活動支援事業（アイヌ高齢者のコミュニティ活動の
支援）
（略）

6－（4）コミュニティ活動支援事業（生活館改修事業）
（略）

第 2 期新冠町アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
第 2 期新冠町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道新冠町

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標
(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

新冠町におけるアイヌの人々が文献によって具体的に記述され始めるのは、寛文 9 (1669) 年のシャクシャインの戦い以降である。アイヌの人々にとってシャクシャインの戦いは近世最大の事件であり、日高地方から全道へ拡大していった事件として広く知られており、本町はシャクシャインが最後を迎えた地といわれている。

明治 6 (1873) 年の本町の様子については、泊津村 15 戸 59 人、高江村 22 戸 96 人、姉去村 9 戸 47 人、萬揃村 7 戸 35 人、滑若村 15 戸 67 人、大狩部村 1 戸 10 人、葉朽村 5 戸 16 人、受乞村 7 戸 39 人、元神部村 9 戸 45 人、比宇村 7 戸 27 人、合計 97 戸 441 人からなるコタンがあり、また本町内においてのアイヌ語の地名は、山河及び一部の橋梁名の呼称に留まっているが、町内の字名などはアイヌ語からの和名が数多く存在しており、今も人々の生活の中で生きている。

本町には、シャクシャインが最後を迎えた伝承など、未解明な部分の多いアイヌ文化の解明のために必要な、歴史に裏付けされた貴重な調査・研究資料が残されており、更には、毎年、地元のアイヌと道内のアイヌの人々によって、古式に則り厳かにイチャルパ供養祭が執り行われている地域であり、特徴的な面としては、アイヌの人々の自立意識が高い地域で、アイヌ文化などを観光化することなく、それぞれの生活、または家庭の中で脈々とアイヌ文化を受け継いできた地域でもある。

本町においては、昭和 21 年 3 月北海道アイヌ協会新冠支部が設立され、昭和 36 年に北海道ウタリ協会新冠支部に、平成 26 年には新冠アイヌ協会に名称変更し、アイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、令和 4 年からは、町民福祉会館からポロシリ生活館に活動の拠点を移転し、アイヌの民族衣装の展示や伝統的儀礼、舞踊の稽古などアイヌ文化等の発信を行っている。

また、新冠町教育委員会では、平成 19 年から小、中学生に対しアイヌの歴史や文化を学ぶための授業を定期的に行っているほか、新冠町郷土資料館においては、アイヌ関連資料や民具を展示するなど、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、町民の関心は高まりつつある。

これら新冠アイヌ協会等による取組みにより、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会は一定程度あるものの、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により、文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化等の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

本町におけるアイヌ文化は、決して町民に広く普及しているとはいえない状況にあり、アイヌ文化を肌で感じることものできる機会を継続的に作っていくとともに、ここで暮らすアイヌを含む住民達が、日常的にアイヌ文化を受け入れることのできる環境整備が必要と認識している。

第1期においては、新冠町字高江地内の判官館内にアイヌ文化拠点施設としてポロシリ生活館を建設した。さらには、アイヌの方々の思いに応えるため、無縁納骨堂に安置されてきた先祖のご遺骨を土に還すべく合葬墓を整備し847体を納骨した。

判官館はかつて「ポロヌプリ」（親山）と呼ばれ、アイヌの歴史や文化、伝説が点在する大事な地である。

第2期においては、ポロシリ生活館を拠点とした文化発信や伝承事業の展開を継続し、ポロヌプリ一帯をアイヌ文化共生空間として位置づけ、保有する自然環境の保護と、一帯を巡るための施設整備を行い、さらなるアイヌ文化発信に努めていく。

*アイヌ関連団体

- ・新冠アイヌ協会 （設立：昭和21年3月）
 代表者 川越 利也 会員数 42名（令和6年11月末）
- ・新冠民族文化保存会 （設立：平成元年7月10日）
 代表者 大崎 誠子 会員数 18名（令和6年11月末）

*アイヌ文化等関連施設

【コミュニティ施設】

- ・泊津生活館
 所在：新冠町字西泊津105番地の3
 現況：昭和39年11月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・共栄生活館
 所在：新冠町字共栄319番地の4
 現況：平成8年12月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・節婦生活館
 所在：新冠町字節婦町223番地の1
 現況：平成10年12月建設。地域に居住する住民の活動や老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・泉生活館
 所在：新冠町字泉34番地の1
 現況：平成15年12月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ・新和生活館
所在：新冠町字新和 118 番地の 1、143 番地の 3
現況：昭和 43 年 9 月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・大富生活館
所在：新冠町字大富 75 番地の 2
現況：昭和 44 年 10 月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・古岸生活館
所在：新冠町字古岸 105 番地の 3
現況：昭和 47 年 11 月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・北星生活館
所在：新冠町字北星町 16 番地の 5
現況：平成 7 年 12 月建設。地域に居住する住民の活動や老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・若園生活館
所在：新冠町字若園 62 番地の 3
現況：昭和 48 年 11 月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・東町生活館
所在：新冠町字東町 13 番地の 9、13 番地の 17
現況：平成 14 年 12 月建設。地域に居住する住民の活動や老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・ポロシリ生活館
所在：新冠町字高江 489 番地の 4
現況：令和 4 年 9 月建設。アイヌ文化作品の保存及びイチャルパ（先祖供養）、リムセ（歌・舞踊）、カムイノミ（儀式）などを伝承するほか、地域住民の交流の場となっている。

【文化伝承施設】

- ・新冠町郷土資料館
所在：新冠町字中央町 26 番地の 1
現況：昭和 54 年 11 月建設。アイヌ関連の資料、民具の展示、アイヌ文化等の普及啓発に向けた展示会・講話等を開催している。

（２）アイヌ施策推進地域計画の目標

今を生きるアイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、アイヌ文化を次世代へ継承していくとともに、現代社会の暮らし方を尊重しつつ多様な文化と共生・共存しながらアイヌ文化を発信し、アイヌ関連の交流活動を活発化させ、創造的で魅力ある地域社会を築いていくことを目標とする。

(3) 具体的な数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の推進に資する事業	
K P I	事業周知による理解促進者及び事業参加者	ポロヌプリ（判官館） 一帯整備	多機能交流施設 （ポロシリ生活館） 利用者数
令和7年度 （基準年度）	750 人/年間		㊦1,300 人/年間
令和8年度	850 人/年間	基本構想計画策定業務 委託	㊦1,350 人/年間
令和9年度 （中間目標）	950 人/年間	実施設計委託等	㊦1,400 人/年間
令和10年度	1,050 人/年間	本工事	㊦1,450 人/年間
令和11年度 （最終目標）	1,150 人/年間	本工事及び付帯工事	㊦1,500 人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

(1) アイヌ文化の歴史・文化・体験交流事業

町民自らがアイヌ文化発信に寄与することができるように町民を対象とした自然素材の収穫や、学習会の実施等アイヌ文化等の体験交流事業を継続し、町民がアイヌ文化に触れる機会を提供する事業を実施する。

1期計画は児童を対象に行ったが、2期計画は一般成人を対象とした事業も展開し、さらなるアイヌ文化発信に努める。

(2) アイヌ文化普及啓発事業

新冠町におけるアイヌ文化の情報発信等を行うため、各種イベントへのブースの出展等を行う。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の推進に資する事業

(1) アイヌ文化拠点空間整備事業

令和4年にアイヌ文化の拠点施設として、判官館内にポロシリ生活館を設けた。さらなるアイヌ文化発信につなげるため、ポロヌプリ一帯をアイヌ文化の共生空間として、町民だけではなく町外の観光客含め多くの方に対し、アイヌ文化を広く発信し理解・関心・共生を図るため、ポロヌプリ内「タコッペ湿原」に付随する施設整備を行う。

将来は毎年執り行っているアイヌ先人の慰霊となるイチャルパ（先祖供養）においても、本湿原地の活用を検討していることから、必要となる調査とあわせポロヌプリ一帯を巡る遊歩道等、歴史や伝説に関する石碑や看板等の整備を行いアイヌの伝説や歴史文化が点在する創造的かつ魅力ある空間とする。

(2) アイヌ高齢者のコミュニティ活動支援事業

アイヌ民族文化の伝統技術を後世に継承するため、多機能型交流施設（ポロシリ生活館）において若い世代を対象としたアイヌ文化伝承事業を開催するとともに、高齢者の豊富な人生経験が尊重された共生社会づくりを目指し、高齢者が若い世代と交流できるコミュニティ事業として支援する。

(3) 生活館改修事業

新冠アイヌ協会の活動拠点となる生活館の改修・整備事業を行い、アイヌの人々のコミュニティ活動の支援や、地域住民との活動環境の改善を図り施設利用の利便性を高める。

5 アイヌ施策推進地域計画の計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和12年3月31日

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業（アイヌ文化の歴史・文化・体験交流事業）

1. 事業内容：4-2に同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度（事業スケジュールを添付）

事業費：639千円

(2) 文化振興事業（アイヌ文化普及啓発事業）

1. 事業内容：4-2に同じ

事業期間：令和8年度～令和11年度（事業スケジュールを添付）

事業費：840千円

(3) コミュニティ活動支援事業（アイヌ文化拠点空間整備事業）

1. 事業内容：4-4に同じ

事業期間：令和8年度～令和11年度（事業スケジュールを添付）

事業費：150,242千円

(4) コミュニティ活動支援事業（アイヌ高齢者のコミュニティ活動支援事業）

1. 事業内容：4-4に同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度（事業スケジュールを添付）

事業費：13,002千円

(5) コミュニティ活動支援事業（生活館改修事業）

1. 事業内容：4-4に同じ

事業期間：令和8年度（事業スケジュールを添付）

事業費：2,882千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に捧げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

■4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-4に記載する事業のアイヌ文化拠点空間整備事業は、アイヌの伝説や歴史文化が点在するポロヌプリ（判官館）に遊歩道等を整備し、あわせて伝説継承に必要となる石碑や看板を設置することにより町内外者へのアイヌ文化発信につながる。

アイヌ高齢者のコミュニティ活動支援事業は、活動環境の改善を図ることにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

生活館改修事業は、新冠アイヌ協会の活動拠点となる生活館の改修・整備事業を行い、アイヌの人々のコミュニティ活動の支援や、地域住民との活動環境の改善を図り施設利用の利便性を高める。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

新冠町が事業として実施する場合は、新冠町暴力団排除の推進に関する条例により暴力団等を契約の相手方から排除している。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、新冠町が事業の実施主体である。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の事業スケジュールのとおり明確になっている。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いたところ反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

事業参加人数等、多機能型交流施設（ポロシリ生活館）利用者数について実績値を公表する。また、新冠町、新冠アイヌ協会、新冠民族文化保存会等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度新冠町、新冠アイヌ協会、新冠民族文化保存会等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、新冠町公式ホームページにて公表する。